○農林水産省告示第二千百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十一月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県井原市美星町大倉字奥谷一九〇八の二、一九〇八の四、一九一六の一、字天田池一九一七の一、一九二三、一九二四、字天田池道ノ上一九二五の一〇、字小瀬田一九四一の一（次の図に示す部分に限る。）、一九四一の九、一九四一の一〇、一九四一の二二、字奥田向一九一五の二、美星町東水砂字奥谷一四五五の二、一四五五の一〇、一四五六、字後田一五〇七の二、一五〇九、字登根久一五〇八、字小屋谷一五三〇、字小屋廻一五六八の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び井原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十一月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県井原市芳井町山村字千峯三三七の一、三三七の三、字千峰向三五七、字千峰道東三七二、三七三、三七四の一、三七四の三、三七四の四、三七四の六、芳井町下鴫字室屋坂二九一九、二九二二、字寺三〇二六、字道立三〇二七、字東坊三〇五九

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県井原市芳井町吉井字宮ノ向九七五の一、九七五の四、九七五の五

㈡　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び井原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十一月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岡山県井原市美星町大倉字竜王平一一の一、一一の九、字曽木峠一二から一四まで、一六、二三の二から二三の四まで、字笹ノ平一八の二、一八の四一、一八の四二、一八の四九、一八の五〇、一八の五五から一八の五七まで、字大東一〇三〇の一、字藤原一一一八の二、一一二二の二、一一二三の二、一一五一の二、一一五三の二、一一五四の二、一一五五の二、一一五六の二、字朝日一一二六の二、一一二七の二、一一二八の二、一一二九、一一三一の二、一一三二の二、字狐石一一五八の一、一一五九、一一六二の二

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び井原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十一月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県井原市美星町明治字竜王四二五七の一、四二五九の一から四二五九の三まで、四二五九の七から四二五九の一一まで、字保信四二五九の五（次の図に示す部分に限る。）、四二八二の二

㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県井原市美星町明治字ナメラ四二六一の一から四二六一の九まで、字保信四二五九の五（次の図に示す部分に限る。）、四二七九の一から四二七九の五まで、美星町大倉字登祢久一九五六、一九七六の二、一九七六の四、字広間一九八二の二、二〇〇五の二

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び井原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百十九号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十三年十一月二日

経済産業大臣　枝野　幸男

番号	名称	住所	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
5109	株式会社田中組	神奈川県小田原市城内二番十三号	平成二十三年七月二十八日から平成二十四年七月二十七日まで
5110	株式会社クリエート九州	福岡県糟屋郡久山町大字久原三千二百三十八番地	平成二十三年八月二十五日から平成二十四年八月二十四日まで
5111	多田産業株式会社	宮崎県西都市大字下三財三千四百三十六番地	平成二十三年八月三十日から平成二十四年八月二十九日まで